

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、県、市町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 公共施設災害復旧対策

【防災危機管理課、循環型社会推進課、農地整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、**施設厚生室**、県警本部、第六管区海上保安本部】

指定行政機関の長及び指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

4-1-1 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとし、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、上水道、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (7) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。
- (8) 県は、県が管理する道路と交通上密接な関連を有する市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (9) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業

からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県及び市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場・最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4-1-2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

2 県の活動

- (1) 知事は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。
- (2) 知事は、被災概要を内閣総理大臣に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。
- (3) 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続き等を実施する。

3 市町の活動

- (1) 市町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

4-1-3 災害査定との促進

災害が発生した場合には、被災市町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

4-1-4 海上災害復旧・復興対策

県並びに被災市町は、被災地の復旧・復興に当たり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講ずる。

1 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるよう指導する。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

第2章 復興計画

【防災危機管理課、行政経営課、財政課、総合政策課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課、都市計画課、教育総務課、公営企業管理局総務課】

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4-2-1 復興計画の作成

1 県の活動

- (1) 計画の策定
知事は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。
- (2) 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- (3) 計画の基本方針
計画策定に当たっては、県の長期計画との調整を図る。
- (4) 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、県民に周知し、被災地の復興を促進する。
- (5) 国・市町との調整
計画策定に当たっては、県内の被災市町が策定する復興計画との整合を図るとともに、国や他の被災県との調整を行う。

2 市町の活動

- (1) 計画の策定
市町長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。
- (2) 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- (3) 計画の基本方針
計画策定に当たっては、市町の総合計画との調整を図る。
- (4) 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。
- (5) 国・県との調整
計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

3 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

- (1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。
- (2) 市町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (3) 県は、被災市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

- (4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。
- (5) 市町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。
- (6) 県及び市町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

4-2-2 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 県及び市町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 県及び市町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 県及び市町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 県及び市町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 県及び市町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 県及び市町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 県及び市町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 県及び市町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4-2-3 復興財源の確保

1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

3 県の活動

- (1) 財政需要見込額の算定
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
ア 復旧・復興事業
イ その他
- (2) 発災年度の予算執行の調整
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施できるよう予算執行の調整を図る。
- (3) 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

4 市町の活動

- (1) 財政需要見込額の算定
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
ア 復旧・復興事業
イ その他
- (2) 発災年度の予算執行方針の策定
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
- (3) 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

5 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

- (1) 県の活動
 - ア 地方債の発行
復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策
復興を目的とした宝くじの発行等により、復興財源の確保を検討する。
 - ウ 国への要望
復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望する。
要望に当たっては、市町要望を踏まえたものとする。
- (2) 市町の活動
 - ア 地方債の発行
復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策
復興を目的とした公営競技の開催等により、復興財源の確保を検討する。

第3章 災害復旧資金

【保健福祉課、産業政策課、経営支援課、農政課、農業経済課、林業政策課、漁政課、建築住宅課、四国財務局、日本銀行】

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

4-3-1 四国財務局（松山財務事務所）の活動

1 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のため必要な措置を講ずるとともに、金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

2 非常金融措置の実施

四国財務局松山財務事務所及び県は、日本銀行松山支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行うとともに、報道機関等の協力を得て、県民に対して周知徹底を図る。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引替えに関する必要な措置

4-3-2 日本銀行松山支店の活動

日本銀行松山支店は、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保のための措置を講ずる。

4-3-3 災害復興住宅の建設

県は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

4-3-4 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 県の活動

- (1) 中小企業の被災状況の把握
市町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。
イ 次の施策を必要に応じ実施する。
 - (ア) 相談所の設置
 - (イ) 電話相談の実施
 - (ウ) パンフレットの作成・配布
- (3) 資金需要の把握
中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
- (4) 事業の場の確保
中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗

の提供等を行う。

(5) 金融面での支援

ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

(6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。

(8) 国への要望

中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

3 市町の活動

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4-3-5 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

2 県の活動

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

市町や協同組合等を通じ、農林漁業関係者の被災状況を把握する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 市町や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。

イ 次の施策を必要に応じて実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配布

(3) 天災融資法に関する措置の実施

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

(4) 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施

農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。

(5) 金融面での措置

県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。

(6) 金融機関等への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、融資機関等に要請し協力を求める。

3 市町の活動

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

第4章 被災者等に対する支援

【防災危機管理課、税務課、観光国際課、保健福祉課、健康増進課、男女参画・子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、産業政策課、企業立地課、労政雇用課、産業人材課、建築住宅課、会計課】

災害からの速やかな復旧を図るため、県、市町及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

4-4-1 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 県の活動

- (1) 被災状況の把握
要配慮者の被災状況や生活実態、社会福祉施設等の被災状況等調査を市町等と協力しながら実施する。
- (2) 一時入所の調整・あっせん
社会福祉施設や関係機関と調整を行い一時入所のあっせんを行う。
- (3) 巡回健康相談
市町と協力して、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、要配慮者の心身の健康保持に努める。
- (4) 被災児童への相談援助
児童相談所等に配置されている心理職による相談援助を実施し、被災児童の心のケアに努める。

3 市町の活動

- (1) 被災状況の把握
次の事項を把握して県に報告する。
ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
イ 社会福祉施設の被災状況
- (2) 一時入所の実施
県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。
- (3) 健康管理の実施・巡回健康相談
県（保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (4) 成年後見制度の利用
義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

4-4-2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の受入れ及び配分

県及び被災市町は、義援物資を受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項について留意する。

- (1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効率的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。
- イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

(3) 受入体制の広報

県及び被災市町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先及び送付方法
- エ 個人からは、原則義援金として受け付けること
- オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び被災市町等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

2 義援金の募集

(1) 県の活動

- ア 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。
- イ 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(2) 市町の活動

市町への義援金を受け付けるために、市役所や町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

4 配分委員会の活動

配分委員会は、以下のことについて協議決定する。

- ア 配分金額
- イ 配分対象者
- ウ 配分方法
- エ 配分状況の公表
- オ その他義援金配分に関すること

4－4－3 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

2 県

3 市町

- (1) 支給対象者の把握
災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。
- (2) 支給方法の決定及び支給
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び市町条例に基づき支給する。

4－4－4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

2 県の活動

- (1) 被災状況の把握
 - ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。
 - イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
 - ウ 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図る。
- (2) 被災者に関する情報提供
災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- (3) 被災者生活再建支援金等の支給
市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。
また、国の被災者生活再建支援金の支給状況等を踏まえ、被災者に対する県独自の支援金の支給等について被災市町と連携して必要な措置を講ずる。
- (4) 租税の減免等
地方税法及び条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
- (5) 資金の貸付等
県は、被災者のうち要件に該当する者に対して、市町や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講ずる。
 - ア 生活福祉資金
 - イ 母子福祉資金
 - ウ 父子福祉資金
 - エ 寡婦福祉資金
 - オ 災害援護資金
- (6) 国への要望
国に対し、国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

3 市町の活動

- (1) 被災状況の把握
災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。
 - ア 死亡者数
 - イ 負傷者数
 - ウ 全壊・半壊住宅数等

(2) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の積極的な活用を検討する。

(3) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

(5) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

4-4-5 罹災証明書の交付

1 基本方針

生活基盤に著しい被害を受けた被災者が、できるだけ早く日常生活を取り戻して生活の安定を回復するため、被害者に対して速やかに住家等の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することにより被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

2 県の活動

(1) 交付体制の整備

県は、発災後速やかに市町に対し、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するなど、事務の迅速化を図るとともに、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、説明会の実施に当たっては、テレビ会議システム等を活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

(2) 市町の活動に対する支援

住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付について、当該業務を支援するシステム等を活用し、市町の活動の進捗状況を把握する。

また、被害が複数の市町にわたる災害が発生した場合に、調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、平時には研修会の開催等により市町間の均衡を図るとともに、発災時には被災市町間での課題共有や対応の検討について調整を行うなど、市町の活動を支援する。

なお、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行う。

3 市町の活動

(1) 交付体制の整備

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるとともに、被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を図り、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(2) 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とする。

さらに、平時の備えとして、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

4-4-6 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県及び市町は、次の措置を講ずる。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(2) 県の活動

ア 住宅復興計画の策定

必要に応じて、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。

イ 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ支援策を検討する。

ウ 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ支援策を検討する。

エ 公的住宅に関する協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について市町と協議する。

オ 県営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の県営住宅を供給する。

カ 住宅に関する情報提供

協定を締結した（公社）愛媛県宅地建物取引業協会や（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会からの民間賃貸住宅情報や公的住宅の入居等に関する情報等を提供し、自立再建を支援する。

(3) 市町の活動

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

ウ 市町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市町営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 雇用対策

(1) 県の活動

ア 雇用状況の把握

愛媛労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。

イ 事業者支援の実施

県内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

ウ 離職者セーフティネットの拡充

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要請する。

エ 再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、次の施策を講ずる。

- (ア) 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施
- (イ) 公共職業能力開発施設等での職業訓練、能力開発の実施
- (ウ) 求人開拓の実施
- (エ) 合同就職説明会等の開催

(2) 市町の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、県及び市町は、次の措置を講ずる。

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、県及び市の各福祉事務所は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

4-4-7 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 県の活動

(1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

(3) 外国人への広報

災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は市町や国際交流協会等と連携し、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、生活再建関連施策に関する情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義捐金の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談や情報提供などの支援を行う。

(4) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

(5) 被災者への説明

県は、市町が実施する被災者への説明の支援に努めるものとする。

3 市町の活動

(1) 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や上記2（1）の内容を広報・PRする。

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(3) 被災者への説明

市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

4-4-8 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

また、県及び市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 県の活動

(1) 企業誘致活動の実施

地元市町と連携した企業誘致を推進する。

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ市町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

ア 県内における観光地の復興イベント等の実施

イ 県外における誘客イベント等の実施

ウ マスコミを活用したPR

エ 大規模な会議等の誘致

2 市町の活動

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。